

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成26年6月25日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者

住 所 鳥取県境港市上道町3000番地

氏 名 境港市長 中村 勝治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0859-44-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	境港市下水道センター
事業場の所在地	鳥取県境港市佐斐神町545番地
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道処理施設維持管理事業
②事業の規模	下水道処理施設：日最大処理能力 7,800 m <sup>3</sup> (前年度日流入量実績 5,604 m <sup>3</sup> )
③従業員数	13人 (内訳：市職員 3人 運転管理委託先 10人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(産業廃棄物処理計画書：境港市下水道課)のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙 (産業廃棄物処理計画書: 境港市下水道課) のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度 (平成25年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	下水汚泥
	排出量	14,187 t
	(これまでに実施した取組)	
1. 排出量は下水道の普及、処理の高度化により年々増加する一方である。下水道利用者への受入基準の遵守を徹底。		
2. 全量を資源化している。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	下水道汚泥
	排出量	14,602 t
	(今後実施する予定の取組)	
特になし (現状の継続)		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	なし	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	なし	

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	12,352 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	12,557 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	全処理委託量	1,835 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,835 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 最初沈殿池設置により余剰汚泥脱水から混合生汚泥脱水に変更。 (全処理委託量の削減 15%) 平成25年度は炭化汚泥プラント施設(地元企業)へ、ほぼ全量を委託した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	全処理委託量	2,045 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,045 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)  特になし (現状の継続)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 産業廃棄物処理計画書

平成26年度

境港市下水道課

## 1. 自治体の概要

### (1) 自治体の名称

境港市

### (2) 行政区域面積

2, 882ha (平成26年4月1日)

### (3) 行政人口

35, 622人 (平成26年3月31日)

### (4) 一般会計予算

15, 200, 000千円 (平成26年度当初)

## 2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

### (1) 事業場の名称

境港市下水道センター

### (2) 事業場の所在地

境港市佐斐神町 545

### (3) 事業の種類

下水道処理施設維持管理業 [日本標準産業分類 3631]

### (4) 事業の概要

計画目標年次	平成42年
排除方式	分流式
計画区域	1,743ha
計画人口	30,300人
計画汚水量	26,500 m <sup>3</sup> /日
計画流入水質	BOD 245mg/l SS 213mg/l
計画放流水質	BOD 15mg/l SS -

### (5) 下水・産業廃棄物処理のフローシート

図1参照

### (6) 下水処理場の配置図

図2参照

**(7) 事業展望**

計画目標年度の平成 42 年度に向けて、下水道の整備と普及を促進し、計画汚水量の 26,500 m<sup>3</sup>/日 (9,672,500 m<sup>3</sup>/年) の下水を良好な水質に処理する。

**(8) 連絡先**

担当者：境港市建設部 下水道課 下水道センター 松本 茂  
電話番号：0859-45-5661

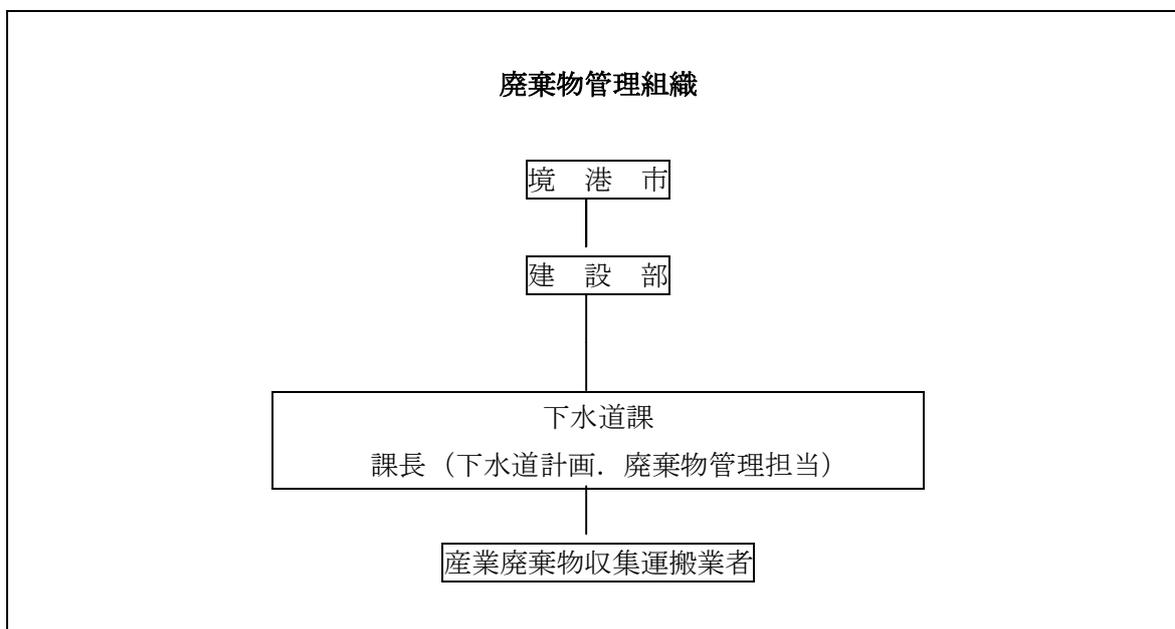
**3. 計画期間**

昭和 58 年から平成 42 年までとする。

#### 4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

##### (1) 責任者及び管理組織図

総括責任者		所属：境港市 職・氏名：市長 中村 勝治
廃棄物担当		組織名：建設部 職・氏名：下水道課長 松本 啓志
役	廃棄物処理総括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定
	下水道計画担当	○廃棄物処理施設整備計画の策定
割	廃棄物管理担当	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○再利用の調査、研究、普及 ○委託契約の締結 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項



## (2) 管理体制の強化

関係自治体及び関係機関との情報の交換、協力し、廃棄物処理に取り組む。

## (3) 教育・研修

廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するため、各種教育、実務研修会に積極的に参加する。

## (4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、再利用状況についての情報の公開に努める。

# 5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分類、再生利用に関する事項を含む)

## (1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに環境施策に取り組む。
- ② 発生した産業廃棄物の減量に努める。

## (2) 廃棄物処理の現状

境港市下水道センターから発生する産業廃棄物は、下水処理に伴って発生する汚泥である。平成 25 年度の濃縮汚泥の発生量は、14,187 t で脱水機により脱水した。その脱水汚泥は平成 24 年度まではセメント原料、堆肥原料として再資源化をしてきたが、平成 25 年度についてはその殆どを炭化汚泥とし、製鉄の際に用いられる保温剤として再資源化した。[※約 1.7%については、炭化汚泥処理プラント精密点検時に堆肥原料として再資源化]

平成 26 年度の汚泥についても、引き続き循環型社会への取組みとして、「地元で発生した汚泥は地元で処理すべき」という観点から、全量を市内にあるこのプラントで処理する。

## (3) 目標の設定

境港市下水道センターから発生する汚泥は、下水道の普及に伴って年々その発生量は増加する一方であるため、その全量を再資源化し、循環型社会の構築を図る。

#### (4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物処理施設は、汚泥濃縮設備と汚泥脱水設備である。汚泥の処理は、重力濃縮槽で濃縮した生汚泥と常圧浮上濃縮機で濃縮した余剰汚泥を混合し、ベルトプレス式脱水機で含水率 79～82%まで脱水している。

#### (5) 廃棄物の処理にかかる情報の収集・管理

環境行政担当課と連携を密にし、廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報の収集に努め、また関係自治体で情報の共有化をする。

#### (6) 中長期的課題

##### ① 減量化の促進

境港市下水道センターから発生する汚泥は、下水道の普及に伴って年々その発生量は増加する一方である。自施設での脱水による中間処理の減量に努めるため、消化施設導入の時期を見極める。

##### ② 再利用の検討

境港市下水道センターでは、汚泥の資源化等再生利用が緊急な課題になっていたが、平成 17 年度からセメント原料化に取り組み、さらに平成 21 年度からは堆肥原料化にも取り組んできた。平成 25 年度からは汚泥の炭化に取り組み、今後も中長期的な継続を図る。

##### ③ 直接投入型ディスポーザーの使用自粛

平成 25 年度まで、当該下水処理場の処理区域内において、ディスポーザーの使用実績はない。今後も下水汚泥の増加につながる直接投入型ディスポーザーの使用については住民への理解を求める。



図 1

下水. 産業廃棄物処理フローシート  
(平成25年度実績)

